

## 令和6年草加市議会議会運営委員会要点記録（第21回）

◆開会年月日 令和6年7月23日（火曜日）  
◆開催の場所 第3委員会室  
◆出席委員 石川祐一 委員長 田川浩司 委員  
木村忠義 副委員長 斎藤雄二 委員  
森 覚 委員 松井優美子 委員  
中島綾菜 委員 佐藤利器 委員  
田中宣光 委員  
◆欠席委員 なし

◆協議事項 1 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について  
2 検討事項「ポロシャツの着用について」  
\* 軽装時の議員章の取り扱いについて

### ◆議事内容

午後1時33分開会

#### 1 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について

6月24日の議会運営委員会で他市の事例を参考に協議することを決定した「一問一答式の導入について」事務局から説明を受けた後、導入についてご協議いただきたい。（別紙参照） → 了解

※一問一答式の導入について、資料に基づき説明。<武田事務局長>  
※「局長から説明を受けたが、一度各会派持ち帰って、次回の議会運営委員会で改めてご協議いただくことによいか。」<石川委員長>  
※「それでよい。」<全委員>  
※「次回までに委員各自で一問一答式を導入している他市の本会議の映像を確認しておくのがよいのではないか。」<佐藤委員>  
※「参考までに事務局の考え方として、市民に分かりやすくかつ議員さんの負担が少ない形で移行できるのは再質問から一問一答方式で、質問の回数制限も無くし、とりあえず市長提出議案に対する質疑及び一般質問に限って採用するのがよいと考えられる。また、各会派持ち帰って話し合う際、必要に応じて改めて事務局から内容の説明を行うので、その際は事務局までお声がけいただきたい。」<武田事務局長>

→ 一問一答式の導入については、一度各会派持ち帰って、次回改めて協議することを決定

#### 2 検討事項「ポロシャツの着用について」

6月24日の議会運営委員会で各会派持ち帰って検討となっていた検討事項「ポロシャツの着用について」ご協議いただきたい。（別紙参照） → 了解

※「参考までに執行部は7月8日から試行的にポロシャツ着用を認めてい る。」<武田事務局長>  
※「SOKA新政から意見を伺いたい。」<石川委員長>

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
ポロシャツの着用について	認める	市職員身だしなみガイドラインに沿った形で認める	まとまるところで	認める	認める

- ※ 「参考までに市職員身だしなみガイドラインでは、ポロシャツは単色、無地（ワンポイント可）としている。」<武田事務局長>
- ※ 「ポロシャツの裾をズボンに入れるかどうかについて市職員身だしなみガイドラインに規定はあるのか。」<田中委員>
- ※ 「ポロシャツの裾をズボンに入れるかどうかについては制限なし。」<武田事務局長>
- ※ 「ポロシャツのワンポイントはどこまで認めるのか。」<佐藤委員>
- ※ 「執行部では大きなワンポイントのポロシャツを着用している職員はいない。執行部のルールに準じるのはどうか。」<武田事務局長>
- ※ 「市職員身だしなみガイドラインの記載内容と同様の取り扱いとすることによいか。」<石川委員長>
- ※ 「それでよい。」<全委員>
- ※ 「本会議や委員会に出席する執行部も認めることでよいか。」<石川委員長>
- ※ 「それでよい。」<全委員>
- **本会議及び委員会において、議員及び執行部のポロシャツの着用を認めること、なお、ポロシャツの着用に当たっては市職員身だしなみガイドラインの記載内容と同様の取り扱いとすることを決定**

#### \* 軽装時の議員章の取り扱いについて

- ※ 「議員章の取り扱いはどうするか。」<佐藤委員>
- ※ 「軽装時の議員章の取り扱いについてご意見が出たので、各会派から意見を伺いたい。」<石川委員長>
- ※ 「個人的な見解だが、議員章なしでよい。」<森委員>
- ※ 「持ち帰って協議したい。」<田中委員>
- ※ 「議員章なしでよい。」<斎藤委員>
- ※ 「持ち帰って協議したい。」<中島委員>
- ※ 「議員章を付けることとなっている経緯は、国会では議員さんの数が多く警備員や職員が議員さんと一般人との区別がつかないため、議場に入る際は議員章を付けるという規定を設けたとのこと。国会では現在も議員章を付けることとなっている。他市では議員章に規程を設け、当選した際は議員章を貸与し、辞職した際は議員章を返却すると明記していたりする。草加市は当選した際に議員章を差し上げていること、辞職した後の議員章の効力も規定していないこと、それらの点を踏まえご協議いただければ。」<武田事務局長>
- ※ 「持ち帰って協議したい会派があることから、次回の議会運営委員会で再度ご協議いただくことでよいか。」<石川委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ **軽装時の議員章の着用については、各会派持ち帰って、次回改めて協議することを決定**

※「次回、8月28日（水）午前10時から9月定例会の運営について協議する議会運営委員会を予定していることから、その時に一問一答式の導入について及び軽装時の議員章の着用についてご協議いただくことでよい。」

<石川委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ **8月28日（水）午前10時から9月定例会の運営について協議する議会運営委員会において、一問一答式の導入について及び軽装時の議員章の着用について協議することを決定**

午後2時04分閉会

---

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について
- ・ 県内40市の質問方法について（一般質問）
- ・ 議会運営委員会検討事項

## 検討事項「議会改革について」一問一答式の導入について

### 1. 「一問一答方式」と「分割方式」について

#### (1) 「一問一答方式」と「分割方式」の概要

「一問一答方式」と「分割方式」は、どちらも通告書に記載した質問項目ごとに質問・答弁を行う質問方式ですが、「一問一答方式」は細分化した項目ごと、「分割方式」は大項目ごとに質問・答弁を行います。

現行の草加市議会の質問方式は、議会運営に関する申し合わせ事項において、一問一答式により行うこととしていますが、性質的には「分割方式」を採用していると言えます。

【参考】議会運営に関する申し合わせ事項（抜粋）

#### 2 議案質疑・一般質問等について

(2) 質問方式については、一般質問においては一問一答式により行うものとする。  
なお、議案質疑においては、一問一答式を原則として行うものとする。

#### (2) 一問一答方式による質問の流れ

例えば、一般質問を行う議員が、下記の＜通告書の例＞のとおり通告したとします。一問一答方式で一般質問を行う場合の質問・答弁の流れは、次頁以降の表1及び表2のとおりです。

＜通告書の例＞

大項目	1 ○○○○について
小項目	ア △△△について（この下に①②…と細分化した項目あり）
小項目	イ □□□について（この下に①②…と細分化した項目あり）
大項目	2 ○○○○について（この下に①②…と細分化した項目あり）
大項目	3 ●●●●について
小項目	ア ▽▽▽について（この下に①②…と細分化した項目あり）
小項目	イ ◆◆◆について（この下に①②…と細分化した項目あり）
小項目	ウ ■■■について（この下に①②…と細分化した項目あり）

＜表1 初回から一問一答方式＞

質問	答弁
1 ア①について質問	1 ア①の質問に対する答弁
1 ア①について <u>再</u> 質問	1 ア①の <u>再</u> 質問に対する答弁
1 ア①について要望（あれば）	
1 ア②について質問	1 ア②の質問に対する答弁
1 ア②について <u>再</u> 質問	1 ア②の <u>再</u> 質問に対する答弁
1 ア②について <u>再々</u> 質問	1 ア②の <u>再々</u> 質問に対する答弁
1 ア②について要望（あれば）	
1 イ①について質問	1 イ①の質問に対する答弁
1 イ①について要望（あれば）	
1 イ②について質問	1 イ②の質問に対する答弁
1 イ②について <u>再</u> 質問	1 イ②の <u>再</u> 質問に対する答弁
1 イ②について <u>再々</u> 質問	1 イ②の <u>再々</u> 質問に対する答弁
1 イ②について要望（あれば）	
1 について要望（あれば）	
2 ①について質問	2 ①の質問に対する答弁
2 ①について再質問 又は 2 ②について質問 に続く	

導入市議会（県内）

加須市、狭山市、白岡市

＜表2 再質問から一問一答方式＞

質問	答弁
1 ア①について質問	1 ア①の質問に対する答弁
1 ア②について質問	1 ア②の質問に対する答弁
1 イ①について質問	1 イ①の質問に対する答弁
1 イ②について質問	1 イ②の質問に対する答弁
1 イ①について要望（あれば）	
1 ア①について <u>再質問</u>	1 ア①の <u>再質問</u> に対する答弁
1 ア①について要望（あれば）	
1 ア②について <u>再質問</u>	1 ア②の <u>再質問</u> に対する答弁
1 ア②について <u>再々質問</u>	1 ア②の <u>再々質問</u> に対する答弁
1 ア②について要望（あれば）	
1 イ②について <u>再質問</u>	1 イ②の <u>再質問</u> に対する答弁
1 イ②について <u>再々質問</u>	1 イ②の <u>再々質問</u> に対する答弁
1 イ②について要望（あれば）	
1 について要望（あれば）	
2 ①について質問	2 ①の質問に対する答弁
2 ②について質問	2 ②の質問に対する答弁
2 ①について再質問 又は 2 ②について再質問 に続く	

導入市議会（県内）

幸手市

## 2. 一問一答方式の採用に向けた検討事項（案）

### （1）質問方式について

- ① 従来の分割方式から一問一答方式に移行
- ② 通告時に従来の方式又は一問一答方式のいずれかを選択  
→ 発言通告書の一部変更が必要（質問方式区分の追加）

### （2）採用する一問一答方式について

- ① 初回から一問一答方式（表1）
- ② 再質問から一問一答方式（表2）

### （3）質問回数及び質問時間の制限について

- ① 質問回数は制限せず、時間で制限  
→ 時間制限：答弁含め 分
- ② 質問回数及び時間で制限（従来通り）

#### 【参考】

	制限回数	制限時間
加須市	無	40分（20分まで延長可）
狭山市	無	60分
白岡市	無	質問・答弁それぞれ45分
幸手市	無	45分（質問のみ）

### （4）答弁者の位置（場所）について

- ① すべて自席から答弁
- ② 初回（1回目）は登壇、再答弁（2回目以降）は自席から答弁

#### 【参考】

	答弁場所
加須市	自席
狭山市	自席
白岡市	演壇
幸手市	自席

県内40市の質問方法について（一般質問）

		制限回数	制限時間	質問場所	答弁場所
（一 完 全 ） 答	加須市	無	40分（20分まで延長可）	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	狭山市	無	60分	質問席	自席
	白岡市	無	質問・答弁それぞれ45分	質問席	演壇

（一 完 全 ） 答	幸手市	無	45分（質問のみ）	質問席	自席
------------------------	-----	---	-----------	-----	----

項目別分割方式	川口市	3回	45分以内とする。 ただし、当初予算を審議する議会に限り、各会派1名は60分以内、その他は40分以内とし、交渉会派に属しない議員は45分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	本庄市	無	代表質問60分、希望質問40分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇
	羽生市	無	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇
	草加市	3回	80分	質問席	答弁席

選択制	さいたま市 一問一答 (完全) (項目別初回のみ一括)	無	議員1人あたり5分。ただし会派に所属する議員は同じ会派に所属する議員の数に5分を乗じて得た時間(30分を限度とする)の範囲内でこれを当該会派に所属する他の議員の一般質問の質問時間に充てることができるもの。	質問席	演壇or自席
	行田市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	秩父市 一問一答 (初回のみ一括)	無	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	所沢市 一問一答 (完全)	一括方式は3回	60分	質問席	自席
	飯能市 一問一答 (完全)	無	60分	質問席	自席
	東松山市 一問一答 (完全)	無	60分（3月定例会は40分）	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	春日部市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	50分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇
	鴻巣市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	60分	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	上尾市 一問一答 (完全)	一括方式は3回	60分	質問席	自席

朝霞市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	一括：1回につき25分、計75分（質問のみ） 1回目一括・2回目以降一問一答、 一問一答：60分（質問のみ）	質問席	自席
新座市 一問一答 (初回のみ一括)	無	一回目25分、再質問20分（質問のみ）	質問席	自席
桶川市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
北本市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	60分	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	自席
鶴ヶ島市 一問一答 (初回のみ一括)	一括方式は3回	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席

一問一答 (初回のみ一括)	熊谷市	無	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	深谷市	無	30分（質問のみ）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	自席
	越谷市	無	60分	質問席	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	蕨市	無	35分（質問のみ）	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	戸田市	無	40分（質問のみ）	質問席	自席
	入間市	無	「質問答弁60分」と「質問30分、答弁を含み最大75分」の選択制	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	志木市	無	60分	自席	自席
	和光市	無	3・9月30分、 6・12月40分	自席	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	久喜市	無	35分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	八潮市	無	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	富士見市	無	60分	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	蓮田市	無	質問時間は30分以内とし、かつ質問と答弁を合わせた時間（以降、「全体時間」と言う。）は、75分以内とする。ただし、全体時間が経過したときは、質問時間が30分に達していない場合でも次の質問は行えない。	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇
	坂戸市	無	45分又は60分	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	日高市	無	60分	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）
	吉川市	無	40分（質問のみ）	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	自席
	ふじみ野市	無	50分	質問席	自席

方一 式括	川越市	3回	無	演壇（1回目） 質問席（2回目以降）	演壇
	三郷市	2回	30分（質問のみ）	演壇（1回目） 自席（2回目以降）	演壇

## 議会運営委員会検討事項

### 2 ポロシャツの着用について

項目	SOKA新政	公明党	自由市民	市民共同	立憲民主党
ポロシャツの着用について	認める				